



マイシティライフ 219号

平成28年9月15日発行
(年2回発行)

「京都市民法律相談」の受付方法等を変更します! 10月の相談分から、すべて予約制になります

消費生活総合センター及び各区役所・支所で実施する京都市民法律相談（面談相談のみ）について、受付方法をすべて予約制にします。**来庁**又は**電話**で、相談時間内で希望の相談枠をお取りします。

消費生活総合センター

- 予約受付期間：希望される相談日の**前の週の月曜日**から相談日当日まで（午前9時～午後5時）
- 相談日時：毎週 月 曜日 午後1時15分～午後3時15分
毎週火・木曜日 午後1時15分～午後3時55分
毎週 金 曜日 午後1時15分～午後3時35分
毎月第2・第4水曜日 午後6時00分～午後8時00分【夜間相談】
- 変更後初回の予約受付：10月3日（月）、4日（火）、6日（木）、7日（金）の相談予約は、9月26日（月）から受付開始

各区役所・支所

- 予約受付期間：希望される相談日の**週の月曜日**から相談日当日まで（午前8時半～午後5時）
- 相談日時：毎週 水 曜日 午後1時15分～午後3時15分
- 変更後初回の予約受付：10月5日（水）相談予約は、10月3日（月）から受付開始

※相談時間は、相談者1組につき約20分です。

※相談日当日の受付終了時間については、各区役所・支所にお問合せください。

※閉庁日（土・日曜日、国民の祝日及び年末年始<12月29日～1月3日>）は、相談及びその予約受付を行いません。

※京都市民法律相談の予約・問合せの電話番号については、最終ページをご確認ください。

消費生活情報誌
今号の
消費者川柳

冷蔵庫 も一度調べ お買い物

（西京区在住の方の作品）

**トラフィカ京カード
3,000円分進呈!**

- 応募資格 京都市内在住又は通勤・通学の方（中学生以下を除く。）
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 はがき又はA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送又はFAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

回覧して
ください。
